

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第17号

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第1条 寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の実施に関する規則(昭和31年寒川町規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町職員の分限に関する条例施行規則

第1条中「寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「寒川町職員の分限に関する条例」に、「第6条」を「第9条」に改める。

第2条中「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第6条第2項」に改める。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「短時間勤務職員(条例第2条第2項に規定する短時間勤務職員)」を「定年前再任用短時間勤務職員(条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員)」に、「言う」を「いう」に改め、「以下同じ。)」の次に「、任期

付短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))」を加え、「)のうち」を「のうち」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員(条例第2条第2項第1号の規定により採用された職員を除く。))」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に、「第2条第2項第1号若しくは第2号」を「第2条第2項若しくは第3項」に改め、同条第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による」を「定年前再任用短時間勤務職員としての」に改める。

第12条の2中「短時間勤務職員にあつては」を「その職員が、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等である場合にあっては」に改める。

第12条の3中「掲げる率」を「定める率」に、「当該年度」を「当該年」に、同条第1号中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び」に、「、次号において同じ」を「。次号において同じ」に、同条第2号中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び」に改める。

(寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和44年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 補則(第27条―第30条)」を

「第6章 降号(第26条の3)

第7章 補則(第27条―第30条)」に改める。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 降号

(降号)

第26条の3 職員を降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

(寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和33年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「第28条の2」を「第28条の6」に、「こと」を「こと。」に改める。

(寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 寒川町職員の管理職手当に関する規則(昭和59年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員」、「及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員」及び「(次項において「算出率」という。)」を削り、同条第2項を削る。

(寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第14条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職

員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(寒川町職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し減ずる時間を定める規則の一部改正)

第7条 寒川町職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し減ずる時間を定める規則(平成22年寒川町規則第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則の一部改正)

第8条 寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則(平成21年寒川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

本則第1項第1号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「」第5条の2」を「。以下「給与条例」という。)第5条第12項」に改め、本則第1項第2号中「地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改め、「規定(」の次に「同条例」を加え、「、第6項又は第11項」を「又は第6項」に改め、本則第1項同号を本則第1項第3号とし、本則第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員 給与条例第5条の2

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。

(寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定を適用する。

(寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則の規定を適用する。